

国自旅第31号  
平成31年4月26日

一部改正 令和3年12月24日国自旅第379号  
一部改正 令和5年6月27日国自旅第63号の3

各地方運輸局長 殿  
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する  
認可申請の取扱いについて

配車アプリを活用してタクシーの運賃を乗車前に確定させるサービス（事前確定運賃）については、平成29年8月から実証実験を行ったところであり、その結果を踏まえて当該サービスを実施するための認可申請の取扱いを下記のとおり定めるので、遺漏なきよう取り扱われたい。

なお、本件については、別添のとおり一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長、一般社団法人全国個人タクシー協会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あてに通知したので申し添える。

記

1. 事前確定運賃の要件及び適用方法

(1) 事前確定運賃は、配車アプリ等に搭載された電子地図（一般的に流通しており、地図情報が定期的に更新される仕組みを持ったものに限る。以下同じ。）を用いて、旅客が入力した乗車地点と降車地点との間の推計走行距離を基に算定した距離制運賃（時間距離併用制運賃を除く。）に、地方運輸局長等が定めた係数を乗じ、1円単位を四捨五入して算定するものであることとする。なお、需給に応じて事前確定運賃を設定する運賃（事前確定型変動運賃。以下同じ。）の認可申請の取扱いについては、7. から11. のとおりとする。

(2) 事前確定運賃の適用方法については、以下のとおりとする。

① 旅客に対して、電子地図上において走行予定ルート又は走行予定ルート上の主

要経由地点（幹線道路、交差点、有料道路出入口等）のいずれかを示すとともに、事前確定運賃額（各種割引を適用する場合は、割引前及び割引後の運賃額）を提示し、旅客の同意を得て適用することとする。

- ② 運転者は、旅客に対して事前確定運賃を適用する旨を確認するとともに、原則、旅客に示した走行予定ルート又は走行予定ルート上の主要経由地点を逸脱することなく運送を行うものとする。
- ③ 運送途中で旅客の都合によって走行予定ルートの変更（やむを得ないものと事業者が判断した場合における走行予定ルート上の施設への必要最小限度の時間内での立ち寄りには含まない。以下同じ。）を行う場合には、事前確定運賃による運送をその時点で終了し、事前確定運賃額を収受するとともに、新たに当該運送終了地点から距離制運賃又は事前確定運賃により運送を開始することとする。
- ④ 運転者による走行予定ルートの変更（交通規制によるものを含む。）は、旅客の同意を得て行うこととし、収受する運賃は事前確定運賃額とする。
- ⑤ 通常時間帯と割増時間帯をまたぐ場合においては、運送の一部に割増時間帯での運送を含む旨を予め旅客に示すこととする。
- ⑥ 事前確定運賃には割増及び各種割引を適用するものとする。
- ⑦ 各種料金は事前確定運賃とは区分して適用するものとする。
- ⑧ 荒天、イベント等による大規模な交通規制の発生により、事前確定運賃の実施が困難になると予想される場合は、事前確定運賃は適用しないものとする。

## 2. 認可申請手続

### (1) 申請内容

事前確定運賃の認可申請においては、3.(2)により地方運輸局長等が公示する又は公示した係数を用いて、1.(1)の方法により算定する運賃を適用する旨を申請するものとする。

### (2) 申請期間

営業区域ごとに、地方運輸局長等が別途定める申請期間中に申請を受け付けることとする。ただし、(4)のとおり、当該期間以外であっても、申請者が既に公示された係数を用いることを了承する場合には、申請することができるものとする。

### (3) 申請書への添付を求める書類

申請書には以下の書類の添付を求めることとする。

- ① 配車アプリの概要を示した資料（3.(1)①から⑤を満たすことが確認できるもの）

なお、配車アプリを使用しない方式を用いる場合は、1.(2)①から⑧までの対応に係る仕組みについて概要を示した資料。

- ② 事前確定運賃を適用しようとする営業区域における実績年度（実績年度の期間については、4月1日から翌年3月末日までとする。）の輸送実績（ハイヤー及び福祉輸送事業限定を除いた一般乗用旅客自動車運送事業において距離制運賃を適用した運送のみを対象とし、その中から、深夜早朝割増以外の割増及び各種割引を適用した運送を除いたものとする。）を示した書面（別紙様式参照）。ただ

し、実績年度途中の運賃改定などの事情を勘案し、地方運輸局長等が必要と認めるときは、当該地方運輸局長等は、提出する輸送実績に係る期間を実績年度とは別に指定するものとする（③において同じ。）。

- ③ 実績年度の全ての運送における以下イからニに示すデータ（ハイヤー及び福祉輸送事業限定を除いた一般乗用旅客自動車運送事業において距離制運賃を適用した運送のみを対象とし、その中から、深夜早朝割増以外の割増及び各種割引を適用した運送を除いたものとする。）。なお、当該データは、Microsoft Excelによって作成されたものを電子媒体にて提出を求めることとする。

イ. 運送を開始し、実車となった月日及び時刻（分単位まで）

ロ. 運送を終了し、空車となった月日及び時刻（分単位まで）

ハ. 実車走行距離

ニ. 当該運送に係る運賃額（原則各種料金については含めないものとするが、迎車料金について、一定の距離に応じて段階的に料金を設定するものや発車地点より実車扱いとするものを設定している場合は、これを含めてもよいこととする。）

- (4) 事前確定運賃を適用しようとする営業区域において既に有効な係数が公示されている場合であって、(2)の申請期間中に事前確定運賃の認可申請を行なわなかった者及び1人1車制個人タクシー事業者が当該係数を適用して事前確定運賃を適用する旨の認可申請を行う場合にあっては、(3)②及び③の書類の提出は不要とする。

### 3. 審査方法

- (1) 配車アプリ等には、少なくとも以下の機能が備わっていることを確認する。

① 配車アプリ等に搭載された電子地図を用いて、旅客が入力した乗車地点と降車地点との間の推計走行距離を基に算定した距離制運賃（時間距離併用制運賃を除く。）に、地方運輸局長等が定めた係数を乗じ、1円単位を四捨五入して算定するものであること。

② 旅客が、最短距離ルートや最短時間ルートなど2以上の走行予定ルートから走行すべき1つのルートを選択でき、旅客の乗車地点から降車地点までの間の推計走行距離を選択されたルートで推計するものであること。

③ 事前予約又は配車依頼時に、旅客と運転者に対して同一の走行予定ルート又は走行予定ルート上の主要経由地点を示すことが可能であり、かつ旅客と運転者に対して示した走行予定ルートに基づいて事前確定運賃額を算定し、提示できるものであること。

④ 事前予約又は配車依頼時に、旅客が有料道路利用の有無を選択でき、その選択結果に基づいた走行予定ルートにより事前確定運賃を算定できるものであること。

⑤ 旅客が事前確定運賃の適用に同意する前に、サービスについての以下の注意事項が提示され、旅客が同意したことを確認できるものであること。

- ・ 運送途中で旅客の都合による走行予定ルートの変更を行う場合には、事前確定運賃による運送をその時点で終了し、事前確定運賃額を収受するとともに、

新たに当該運送終了地点から距離制運賃又は事前確定運賃により運送を開始すること。

- ・道が空いている場合等、事前確定運賃額が距離制運賃や定額運賃よりも高くなる場合があること。

- (2) 地方運輸局長等は、2.(3)②及び③の書類から、申請期間における全申請事業者の実績年度の総運賃収入額（総運送収入額から深夜早朝割増及び料金等の額を除いたもの。）を、全申請事業者の実績年度の総実車距離等から算定した推計総距離制運賃額（時間距離併用制運賃を除くこととし、全申請事業者の実績年度の総初乗り運賃収入額を考慮するものとする。）で除して係数（以下「平準化係数」という。）を定めることとする。ただし、営業区域における運送実態を踏まえ、地方運輸局長等がこれと異なる区分を設けることができることとする。
- (3) 平準化係数は、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで算定することとする。
- (4) 平準化係数を算定した時は、速やかにこれを公示することとする。

#### 4. 認可の条件

- (1) 荒天、イベント等による大規模な交通規制の発生により、事前確定運賃の実施が困難になると予想される場合には、配車アプリ等においてその旨旅客に周知すること。
- (2) 1回の運送における事前確定運賃額が距離制運賃により算出した運賃額に比して大きく乖離する等不適切な運用が行われている事実を確認した場合は、道路運送法第31条に基づく事業改善命令の対象となる可能性があること。
- (3) 配車アプリ等を変更または追加するときは、地方運輸局長等に2.(3)①の資料を添付して通知すること。
- (4) 国土交通省が配車アプリ等の仕様について質問した場合には、これに回答すること。また、その回答結果に基づき、事前確定運賃の適切な運用に支障を生じるおそれがあると認められるときは、仕様の変更その他の適切な処置を講じること。

#### 5. 平準化係数の改定手続の開始等

平準化係数の改定については、「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について」（平成13年10月26日付け国自旅第101号）による「運賃改定手続の開始等」に準じて取り扱うこととする。ただし、事前確定運賃の運用実態を踏まえ、地方運輸局長等が当該手続と異なる手続を別途設定することができることとする。

#### 6. 事前確定運賃に係るその他事項

- (1) 事前確定運賃による運送時にメーター（事前確定運賃を表示する機能を有するメーターを除く。）を作動させる場合は、旅客の乗車地点においてメーター器を「実車」の位置に操作するとともに、メーターをカバー等で覆うこととする。
- (2) 曜日、時間帯、運賃額等により限定して事前確定運賃を適用する場合は、予めその旨を周知することとする。

- (3) 本通達施行後に、制度を見直すべき事由が生じた場合には、本通達の改正も含め、都度見直しを行うこととする。

## 7. 事前確定型変動運賃の要件及び適用方法

- (1) 事前確定型変動運賃は、事前確定運賃であって、配車アプリ等を通じ、需給に応じて柔軟に運賃を変動させることを可能とする運賃であり、かつ変動運賃の平均額が運賃幅(10.(2)の範囲内)に収まるような方法により算定される運賃であるものとする。
- (2) 事前確定型変動運賃の適用方法については、1.(2)の適用方法によるほか、以下のとおりとする。
- ① 事前確定型変動運賃を導入する場合には、配車アプリ等によりサービスを提供することとし、事前確定型変動運賃を適用させる間は、当該事業者の「事前確定運賃」は全て「事前確定型変動運賃」とする(事前確定運賃と事前確定型変動運賃の併用はしない)。
  - ② 事前確定型変動運賃は、1.(1)により算定された事前確定運賃について、当該運賃の5割増から5割引の範囲内で、10円単位で設定することとする。
  - ③ 運賃を変動させる方法は、リアルタイムに変動する運賃を決定する場合、事前に変動する時間帯や要件を決定する場合のいずれの方法でも可能とする。
  - ④ 導入する変動方法や配車アプリ等で提供する運賃の種類、運賃の内訳等について、配車アプリの画面上等でわかりやすく旅客に示すこととする。

## 8. 認可申請手続

### (1) 申請内容

事前確定型変動運賃の認可申請については、1. から6. に基づき事前確定運賃の認可を受けた者が7.(2)の方法により実施する旨を地方運輸局長等に対して申請するものとする。

### (2) 申請書への添付を求める書類

申請書には以下の書類の添付を求めることとする。

- ① 配車アプリ等による変動方法を示した資料
- ② 運賃水準(変動運賃の平均額が運賃幅に収まる水準。以下同じ。)を確認する方法を示した資料
- ③ 変動方法等を旅客へどのように示すのか(アプリ表示画面等)が確認できる資料

## 9. 審査方法

- (1) 変動方法や運賃水準の確認方法が適切か、アプリ表示画面等、旅客へ変動方法等を示す手段が旅客にとってわかりやすいものとなっているか等について確認することとする。
- (2) 変動運賃の平均額が総括原価により設定された運賃幅に収まる水準となることが認可条件となるため、原価計算書の添付は不要とする。

## 10. 認可の条件

- (1) 運賃水準を満たしているかを定期的に確認するため、3ヶ月毎に実績を求めること。

- (2) 運賃水準の範囲は、事前確定型変動運賃による運送と同様の運送を事前確定運賃で行うと仮定した場合に、当該運賃ブロックの上限運賃により算定した事前確定運賃と、下限運賃により算定した事前確定運賃の範囲内に収まっているかにより判断すること。
- (3) 運賃水準を満たさない場合には、改善の検討を指示し、なお改善されない場合には、道路運送法第31条に基づく事業改善命令の対象となることがあること。
- (4) 新たに運転者負担をさせるような慣行が確認された場合には、配車アプリ事業者やタクシー事業者に改善を求めること。

#### 1 1. 事前確定型変動運賃に係るその他事項

- (1) 6. (1) の事項は、事前確定型変動運賃にも適用するものとする。
- (2) 全国で最初に事前確定型変動運賃の認可を受けた事業者が運用を開始してから6ヶ月間をモニタリング期間とし、当該モニタリング結果を踏まえ、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

#### 附則（令和3年12月24日付け国自旅第379号）

- 1. 本改正通達は、令和3年12月24日から施行する。
- 2. 本改正通達の施行の際、現に事前確定運賃の認可を受けている者は、令和4年10月31日までの間、引き続き改正前の規定を適用できることとする（引き続き統一係数（本改正通達による改正前の「一般乗用旅客自動車運送事業の事前確定運賃に関する認可申請の取扱いについて」3. (2) の統一係数をいう。以下同じ。）を運用できることとする。）。
- 3. 地方運輸局長等は、改正前の規定に基づき事前確定運賃を適用している営業区域については（統一係数を既に運用している営業区域については）、本改正通達の施行後速やかに、統一係数の算定に用いた輸送実績に基づき、平準化係数を算定することとする。
- 4. 改正後の規定に基づく平準化係数により事前確定運賃を適用しようとする事業者は、改正前の規定に基づく統一係数により事前確定運賃の認可を受けている場合であっても、地方運輸局長等の認可を別途受けることとする。ただし、この場合について、地方運輸局長等は3. のとおり過去の輸送実績から平準化係数を算出できることから、2. (3) の書類の提出を不要とし、簡便に認可を受けることも可能である。

#### 附則（令和5年6月27日付け国自旅第63号の3）

本改正通達は、令和5年7月1日から施行する。